

令和2年9月9日

会 員 各 位

(公社) 愛知県宅地建物取引業協会

令和2年度 第1回県下統一研修会テキストの訂正について (再通知)

「令和2年度 第1回県下統一研修会テキスト」の第4課目「民法改正における特約の書き方」において誤りがありましたので、下記の通り訂正させていただきます。

【訂正箇所】

①テキスト 71 ページ 「(2)消費者契約の特約」

誤	正
ただし、売主（事業者）が、追完義務又は代金減額義務を負う場合には、損害賠償義務を <u>課す</u> ことも可能です（8条2項1号）。	ただし、売主（事業者）が、追完義務又は代金減額義務を負う場合には、損害賠償義務を <u>免除</u> することも可能です（8条2項1号）。

②テキスト 79 ページ 「(1)土地購入目的」

誤	正
<u>売主</u> は、居宅（延べ床面積●㎡程度の建物）を建築して居住する目的で、本土地を購入します。	<u>買主</u> は、居宅（延べ床面積●㎡程度の建物）を建築して居住する目的で、本土地を購入します。